

(仮称)新・新門司工場建設事業に係る
環境影響評価書

平成16年 5月

北九州市

この地図は国土交通省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図、5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平16総複、第21号)

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2 - 1 事業の名称	2-1
2 - 2 事業の目的	2-1
2 - 3 事業の内容	2-1
(1)事業の種類	2-1
(2)事業の規模	2-1
(3)事業が実施されるべき区域	2-1
(4)その他事業の内容に関する事項	2-4
1)施設の概要	2-4
2)土地利用計画	2-8
3)工事計画	2-8
4)既存工場解体についての対策	2-9
5)環境監視計画	2-10
6)防災施策	2-11
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
3 - 1 自然的状況	3-1
(1)大気環境の状況	3-1
1)気象	3-1
2)大気質	3-2
3)騒音	3-7
4)悪臭	3-8
(2)水環境の状況	3-9
1)水象	3-9
2)水質	3-10
3)水底の底質	3-12
(3)土壤及び地盤の状況	3-13
1)土壤	3-13
2)地盤	3-13
(4)地形及び地質の状況	3-15
1)地形	3-15
2)地質	3-15
(5)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-18
1)植物	3-18
2)動物	3-21
3)生態系	3-22

(6)景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-23
1)景観	3-23
2)人と自然との触れ合いの活動の場	3-23
3 - 2 社会的状況	3-24
(1)人口及び産業の状況	3-24
1)人口	3-24
2)産業	3-25
(2)土地利用の状況	3-25
(3)河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-27
1)河川の利用状況	3-27
2)海域の利用状況	3-27
(4)交通の状況	3-29
1)道路	3-29
2)船舶	3-29
3)航空機	3-29
(5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-31
(6)下水道の整備の状況	3-32
(7)環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-34
1)環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準	3-34
2)ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく環境基準	3-38
3)北九州地域公害防止計画	3-39
4)公害防止に係る地域地区及び規制基準	3-39
5)自然環境保全地域	3-44
6)文化財等	3-45
7)鳥獣保護区等	3-45
第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
4 - 1 環境影響評価項目の選定	4-1
(1)環境影響評価の項目	4-1
(2)選定の理由	4-2
4 - 2 調査、予測及び評価の手法の選定	4-5
(1)調査及び予測の手法の選定	4-5
(2)評価の手法の選定	4-28
第5章 現況調査、予測及び評価の結果	5-1
5 - 1 大気質	5-1
(1)現況調査	5-1
(2)予測及び評価	5-27
5 - 2 騒音	5-68

(1)現況調査	5-68
(2)予測及び評価	5-73
5 - 3 振動	5-94
(1)現況調査	5-94
(2)予測及び評価	5-97
5 - 4 悪臭	5-113
(1)現況調査	5-113
(2)予測及び評価	5-118
5 - 5 土壌	5-123
(1)現況調査	5-123
(2)予測及び評価	5-128
5 - 6 植物	5-130
(1)現況調査	5-130
(2)予測及び評価	5-136
5 - 7 動物	5-137
(1)現況調査	5-137
(2)予測及び評価	5-140
5 - 8 生態系	5-141
(1)現況調査	5-141
(2)予測及び評価	5-143
5 - 9 景観	5-144
(1)現況調査	5-144
(2)予測及び評価	5-146
5 - 10 廃棄物等	5-151
(1)予測及び評価	5-151
5 - 11 温室効果ガス等	5-154
(1)予測及び評価	5-154

第6章 環境影響の総合的な評価 ······ 6-1

第7章 方法書に対する意見の概要と事業者の見解	7-1
7 - 1 市長意見の概要と事業者の見解	7-1
(1)全般的な事項	7-1
(2)環境影響評価の項目選定に関する事項	7-2
(3)調査、予測及び評価の手法	7-3
(4)その他	7-3

第8章 準備書に対する意見の概要と事業者の見解 ······ 8-1

8 - 1 住民説明会における意見の概要	8-1
(1)事業内容について	8-1
(2)調査・予測手法について	8-1

(3)大気質について	8-1
(4)騒音について	8-1
(5)悪臭について	8-2
(6)土壤について	8-2
(7)動物・植物・生態系について	8-2
8 - 2 住民意見の概要と事業者の見解	8-3
(1)環境保全の見地からの意見	8-3
(2)環境保全の見地以外からの意見	8-15
8 - 3 市長意見の概要と事業者の見解	8-16
(1)総括事項	8-16
(2)個別事項	8-16

第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ······ 9-1